

《自治体の助成制度》

※研修のための助成制度を設けている市町村があります。ぜひご活用下さい。

※令和5年3月時点の助成制度ですので、助成制度を活用される場合は必ず事前に関係機関に直接お問い合わせ下さい。

実施機関	名称	助成概要	担当課	電話番号
岩手県	盛岡市 盛岡市中小企業者人材育成事業補助金	・中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市の区域内に主たる事業所を有し、かつ市税を滞納していない者 ・受講料の50%(限度額15万円)	商工労働部・経済企画課	019-613-8389
	花巻市 花巻市企業競争力強化支援事業補助金	・市内の中小企業者 ・受講料、交通費、宿泊費の50%(限度額25万円)	商工観光部 商工労政課	0198-41-3536
	奥州市 奥州市ものづくり産業育成事業補助金	①市内に事業所を有する製造業を主として営む中小企業者であって、納期の到来した市税を完納しているものであること ②構成員の2/3以上が市内中小企業者によって組織される団体であって、これらの市内中小企業者がそれぞれ納期の到来した市税を完納しているものであること ・受講料、交通費、宿泊費、教材費等の50%(限度額10万円)	商工観光部 企業振興課	0197-24-2111
	北上市 北上市ものづくり生産性向上人材育成支援補助金	・市内に事業所を有するものづくり中小企業者であって、納期の到来している市税を滞納していない者であること ・受講料・講師謝金の1/2(限度額5万円)	商工部産業雇用支援課工業係	0197-72-8242
	宮古市 宮古市商業振興対策事業費補助金	・商店街振興組合法に規定する商店街振興組合であること等 ※補助対象事業者については担当課へお問合せください ・受講料、交通費等の1/2以内(限度額10万円)	産業振興部 産業支援センター	0193-68-9067
秋田県	大仙市 人材獲得応援補助金	・市内の中小企業、個人事業主(農業を除く) ・受講料・書籍購入費・講師料の50%(限度額20万円)	企業立地推進課	0187-63-1111
	鹿角市 産業人材育成支援事業補助金	・市内に主要な事業所や活動拠点を有する中小企業者、社会福祉法人、医療法人、企業組合、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人で市税を滞納していない者 ・受講料、受験料は1/2以内。 交通費、宿泊費は1/3以内。 それぞれ千円未満は切捨て(限度額 法人等20万円、個人事業主10万円)	産業部・産業活力課	0186-30-0250
	秋田市 秋田市デジタル人材育成支援事業補助金	・市内に事業所を有する法人 ・受講料の1/3以内(限度額50万円)	産業振興部 企業立地雇用課	018-888-5734
山形県	上市市 上市市中小企業人材養成事業補助金	・市内で製造業を営む中小企業 ・受講料・教材費の50%(限度額 1事業所につき1人当たり3万円)	商工課	023-672-1111
	山形市 山形市中小企業人材養成事業費補助金	・山形市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ・受講料の50%	商工観光部 雇用創出課	023-641-1212 (内線418)
	尾花沢市 中小企業者等戦略的人材育成支援事業費補助金	・市内に事業所を有する中小企業者等であって、市税を完納している者(大型店舗、チェーン店等を除く) ・受講料、交通費、宿泊費の2/3(1事業所あたり限度額20万円) ※申請期限:令和6年2月29日(令和6年3月8日までに完了する事業が対象)	商工観光課	0237-22-1125
福島県	二本松市 二本松市事業所等人材育成補助金	・市内で1年以上事業を営んでいる事業所等 ・受講料、テキスト代、旅費の50%(限度額 受講者1人につき5万円、同一事業所等につき年間10万円)	産業部商工課	0243-55-5120
	須賀川市 須賀川市中小企業等人材育成補助事業	・中小企業者(経営者・管理者・従業員)、事業協同組合等又は事業協同組合等の構成員 ・国県の研修機関及び専門教育機関が主催して行う2日以上の研修事業に参加する場合 ・受講料、旅費、宿泊費の2/3(限度額30万円)	経済環境部 商工課	0248-88-9143
	会津若松市 人材育成事業補助金	・中小企業者 ・受講料、交通費、宿泊費、資料代、講師謝礼、会場借上費の50%(限度額10万円)	観光商工部 商工課	0242-39-1252
	南相馬市 南相馬市魅力ある職場環境づくり事業補助金	・市税未滞納の市内中小企業者の従業員(事業主・役員を含)、職場のマネジメントに係る研修等が対象 ・受講料、交通費、宿泊費の50%(限度額30万円)	商工労政課	0244-24-5346
	郡山市 人材育成補助金	・市内中小企業者とその従業員、組合とその組合員 ・受講料の50%、宿泊費(中小企業大学校寮のみ対象)の50%(限度額1事業者30万円/年)	産業観光部 産業雇用政策課	024-924-2251
	喜多方市 ものづくり企業等人材育成・研修等支援事業補助金 あきない人材育成事業補助金	・市内に事業所または工場を有する製造業を営む企業及び事業者 ・受講料の1/2以内(限度額4万円) ・市内の中小企業者(製造業を除く) ・受講料 一人当たり3万円までは全額、3万円を超す場合は超過額の1/2に3万円を加算した額(限度額5万円)	産業部商工課	0241-24-5247
宮城県	石巻市 石巻市産業創造助成金	・市内に事業所を有する事業者(個人の場合、市内に住所及び事業所を有していること) ・受講料の1/2以内(1年度内1事業所1事業につき1回、限度額50万円)	産業部商工課 中小企業支援係	0225-95-1111